2－7　自動車騒音規制の推移

（単位：デシベル）

自動車騒音の区分		加速走行騒音										定常走行騒音及び排気騒音			近接排気騒音	
新車、使用過程車の区分		新車										新車		使用過程車	新車	使用過程車
自動車の種別	規制年等（昭和）	46年規制	51年52年規制	54年規制	57年規制	58年規制	59年規制	60年規制	61年規制	62年規制	第2段階規制の適用時期	26年29年	45年	26年29年	60年	63年
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるものをいう。	大型バス（乗車定員11人以上の自動車）	92	89	86						58.10.1 60.9.1 61.4.1	85	80	85		107
		大型トラック									60.10.1 61.9.1 62.4.1					
		全輪駆動車、トラクター及びクレーン車									61.12.1 62.11.1 63.4.1					
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のものをいう。		89	87	86						58.10.1 59.9.1 60.4.1	85	78	85		105
小型車	車両総重量が3.5トン以下のものをいう。	小型トラック・バス	85	83	81						59.10.1 60.9.1 61.4.1	85	74	85		103
		全輪駆動車									60.10.1 61.9.1 62.4.1					
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものをいう（二輪自動車を除く。）。		84	82	81						57.10.1 58.9.1 59.4.1	85	70	85		103
二輪自動車	二輪の小型自動車（総排気量が250ccを超えるもの）及び二輪の軽自動車（総排気量が125ccを超え、250cc以下のもの）をいう。	小型	86	83	78						62.10.1 63.9.1 元.4.1	85	74	85	99	
		軽	84								60.10.1 61.9.1 62.4.1					
原動機付自転車	第一種原動機付自転車（総排気量が50cc以下のもの）及び第二種原動機付自転車（総排気量が50ccを超え、125cc以下のもの）をいう。	第二種	82	79	75						61.10.1 62.9.1 63.4.1	85	70	85	95	
		第一種	80								59.4.1 60.3.1 61.4.1					

〔備考〕
1. 表中■は、中央公害対策審議会の「自動車騒音の許容限度の長期的設定方策について」の答申に基づく第2段階規制の達成を示す。
2. 第2段階規制の適用時期のうち、上段は新型車、中段は継続生産車、下段は輸入車の適用時期をそれぞれ示す。
3. 加速走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の75％（または50km／h）で走行時の騒音〔測定位置は、走行方向に直角に車両中心線から左方7.5m、地上高さ1.2m〕
4. 定常走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の60％（または35km／h）で走行時の騒音〔測定位置は、走行方向に直角に車両中心線から左方7m、地上高さ1.2m〕
5. 排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の60％で無負荷運転時の騒音〔測定位置は、排気管の後方20m、地上高さ1.2m〕
6. 近接排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の75％（二輪自動車及び原動機付自転車のうち、原動機の最高出力時の回転数が毎分5千回を超えるものは50％）で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合における騒音〔測定位置は、排気管の外側45度、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ（排気管高さが0.2m未満は0.2m）〕
7. 近接排気騒音規制は、使用過程車（国産車は昭和46年4月以降生産された新型車）及び新車が対象となっており、二輪自動車・原動機付自転車の国産車は昭和61年5月、輸入車は平成元年4月、乗用車の国産車は昭和63年6月、輸入車は平成3年4月、大型・中型・小型車の国産車は平成元年6月、輸入車は平成4年4月から適用される。

2－8　自動車騒音規制強化の推移（加速走行騒音）

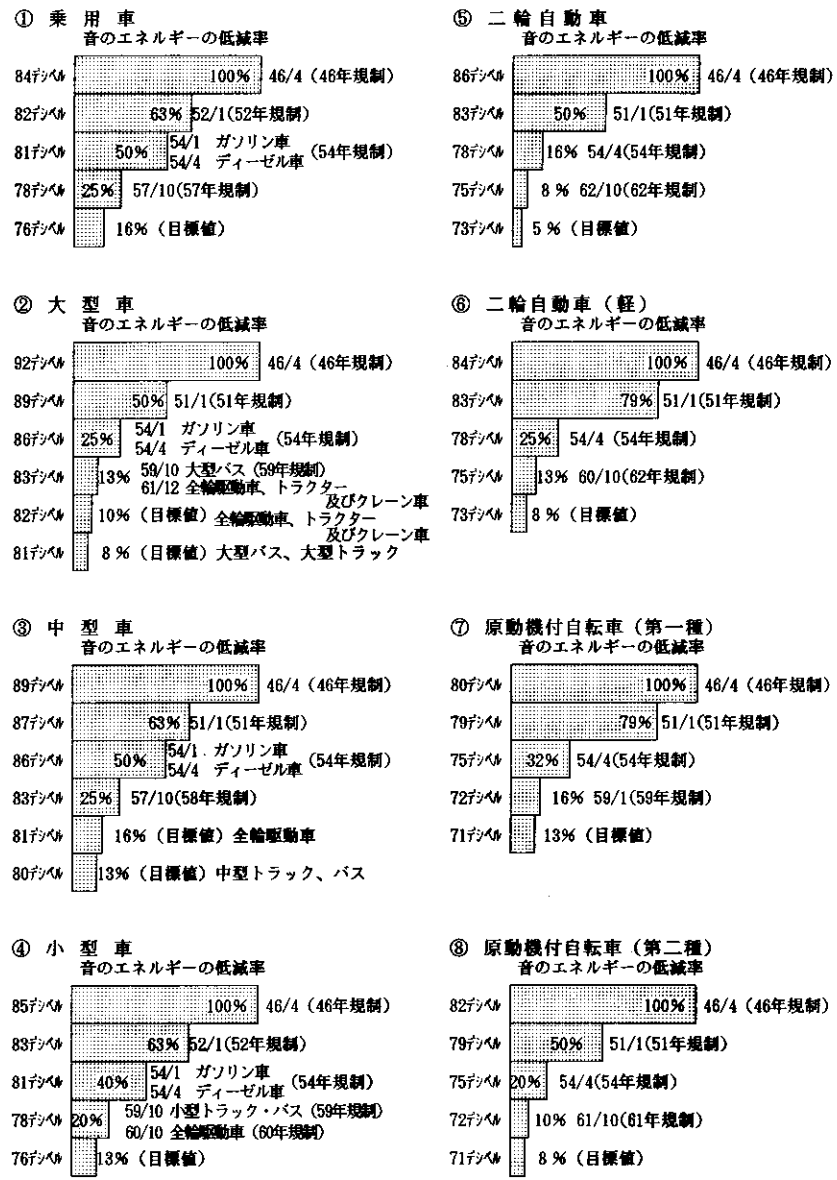

注1　図中％は規制値を音のエネルギーに換算し、４６年規制値を１００％とした。
2　（目標値）は、中央公害対策審議会「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（中間答申）」（平成４年１１月）による。